

参考資料5：諸外国のがん検診の制度等に関する調査結果

諸外国のがん検診の制度等に関する調査結果

1. 調査方法等

○在外公館を通じて、8 カ国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、オランダ、スウェーデン、フィンランド）の政府担当部局に照会した。

2. 結果概要

【回答状況】

- スウェーデンは未回答。
- アメリカは関連ホームページの紹介のみであった（在外公館の担当者が当該ホームページに掲載されている情報に基づき回答）。
- その他の6カ国からは政府担当部局からの回答が得られた。

【制度全体】

○乳がん及び子宮頸がん検診は全7カ国、大腸がん検診は5カ国（イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、フィンランド）、前立腺がん検診は1カ国（ドイツ）で実施されていた。日本において実施されている胃がん及び肺がん検診を実施している国はなかった。

○いずれの国も、国、地方自治体ともに、がん検診に関与していた。国家予算のみにより実施しているのは2カ国（ドイツ、オランダ）、地方自治体予算のみにより実施しているのは2カ国（カナダ、フィンランド）、両方の予算により実施しているのは2カ国（イギリス、フランス）であった。

※我が国では、平成10年度に一般財源化され、市町村の予算のみにより実施されている。今回の医療制度改革後も同様である。

○がん検診に関する法律が制定されている国は、4カ国（アメリカ、ドイツ、オランダ、フィンランド）であった。

○がん検診に関する公的なガイドラインがある国は、全7カ国であった。

○受診率については、アメリカの低所得者等を対象とする検診プログラムでは10%前後であったが、その他の国はおおむね50%を超えていた。

○しかしながら、受診率の算定方法は各国ごとに異なっており、過大に算定していると思われる国もあった。

例 1 受診勧奨した者のみを分母にして算定（フィンランド）

例 2 過去3年間の受診者の総計を分子にして算定（イギリス）

【乳がん検診】

○乳がん検診の実施義務を法律に規定している国は、3カ国（イギリス、ドイツ、フィンランド）であった。3カ国とも、国及び地方自治体の両者に実施義務を課しており、2カ国（イギリス、ドイツ）では、国、地方自治体に加えて医療機関（医師）にも実施義務を課していた。

（注）我が国では、法律においてがん検診の実施義務は規定していない。

○乳がん検診の受診義務を法律に規定している国は、2カ国（イギリス、フィンランド）であった。

○全7カ国において、国のガイドラインにより、マンモグラフィ検査を推奨していた。また、アメリカ以外の国は、対象年齢に上限を設けていた。

○乳がん検診に係る費用は、5000～12000円であった。

○財源は、不明であるアメリカ以外の6カ国（イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、オランダ、フィンランド）において、自己負担を徴収せず、全て公費で負担していた。

諸外国のがん検診の制度等に関する調査結果について

【乳がん検診】

B-1 乳がん検診の法的な義務付け

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-1-1	①全国的		○		○			○
B-1-2	②一部地域				○			
B-1-3	③決まっていない	○		○	○		○	
B-1-4	④わからない				○			
								50-59歳で2年おき

B-2 義務付けている法律

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-2-1	①国の法律		○		○			○
B-2-2	②地方自治体の条例							
B-2-3	③医療保険の規約							
B-2-4	④その他							○
			乳がん検診は、1977年のNHS法の3条(※)によって、50-70歳(対象者)、70歳以上(任意)の女性に提供される。(※)適切な必要性が認められるサービスと施設を提供することは大臣の義務であると述べられている)		・社会法典第5編第25条により健康診断に関する枠組立法を行っている。 ・がんに関しては、「がんの早期発見に関する医師及び疾病金庫の連邦共同委員会ガイドライン」がある。 (マンモグラフィーにおける質の確保に関するEUガイドライン(European Guidelines for quality assurance in mammography screening)第3版に準拠。)		事前の許可無しにがん検診の実施を禁止する法律がある。(集団検診法を参照)	50-59歳の女性は国の法律により、60-69歳の女性は一部地域の条例等において定められている。

B-3 実施義務はどこにあるか

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-3-1	①国		○		○			○
B-3-2	②地方自治体		○		○			○
B-3-3	③医療保険者							
B-3-4	④医療機関(医師)		○		○			
B-3-5	⑤雇用者							
B-3-6	⑥その他							

B-4 乳がん検診の対象者に対する受診義務の有無

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-4-1	①全国的に義務付け		○					○
B-4-2	②一部地域に義務付け							
B-4-3	③義務付けなし			○			○	
B-4-4	④不明							

B-5 義務付ける法律

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-5-1	①国の法律		○					○
B-5-2	②地方自治体の条例							
B-5-3	③医療保険の規約							
B-5-4	④労働契約							
B-5-5	⑤その他							

B-6 乳がん検診の受診状況に応じて、医療保険による給付割合を変動させる事例の有無

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-6-1	①公的医療保険で事例がある							
B-6-2	②私的の医療保険で事例がある							
B-6-3	③事例なし			○		○	○	○
B-6-4	④不明		○					
			本質問は、マンモグラフィーから診断及び治療に至る全ての過程を包括しているNHS制度に適さない。					

B-7 検診受診率を向上するために行っていること

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-7-1	①路上広告 キャンペーンとイベント			○				
B-7-2	②テレビ コマーシャル			○		○		
B-7-3	③新聞広告			○		○		○
B-7-4	④ポスター掲示		○	○	○	○		
B-7-5	⑤ボランティア等 による訪問や電話 連絡				NGOによる情報提 供			
B-7-6	⑥検診の実施主体 の表彰		○	○	○		○	○
B-7-7	⑦受診券の配布		○	○				
B-7-8	⑧食券等の配布							
B-7-9	⑨交通費支給							
B-7-10	⑩送迎						○	
B-7-11	⑪その他		○		○	○	○	
B-7-11	その他記述		NHS制度では、女 性は個別に文書で 受診を勧奨され、3 年毎に電話予約す る。		説明の9割はコスト を考慮し、インター ネットを通じて行わ れている。	個別に受診券を 送付する。	検診は任意だが、 無料(政府の助 成)。 乳がん検診は移動 検診車が対象者の 住居区域に行く。 子宮頸がんは家庭 医(GP)が受診券を 送ると受診率が高 くなるためこれを奨 励している。研究者 は必要があるのか かわらず家庭医(G P)での検診に参 加しない対象者 に対し、家庭での サンプリングキ ットを用いた場 合に反応がある かどうかを調べて いる。	

B-8 国の乳がん検診ガイドラインの有無
B-9 ガイドラインの乳がん対象年齢制限の有無

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-8	国の乳がん検診 ガイドラインの有無	○	○	○	○	○	○	○
B-9	ガイドラインの 乳がん対象年齢制 限の有無	○	○	○	○	○	○	○
B-9-1	年齢制限	40-	50-70歳(70歳以上 は任意)	50-74	30-70	50-69	50-75	50-59

B-10 ガイドラインで規程されている方法

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-10-1	①触診法			○	○(30歳-)			
B-10-2	②マンモグラフィー 検査	○	○	○	○(50-70歳)	○	○	○
B-10-3	③超音波検査							
B-10-4	④その他	1-2年毎にマ ンモグラフィー によるがん検診 を受けることが 推奨される。触 診のエビデンス は不十分である ため問わない。			触診(30歳以上)、 マンモグラフィー (50-70歳)			プライマリーヘル スケアや公的な 雑誌において、 女性は定期的に 自己触診するこ とが勧められて いる。

B-11 乳がん検診の頻度

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-11-1	①年1回	○			触診			
B-11-2	②2年に1回	○		○	マンモグラフィー	○	○	○
B-11-3	③3年に1回		○					
B-11-4	④4年以上に1回							
B-11-5	⑤決まっていない							
B-11-6	⑥その他							

B-12 ガイドラインに精度管理についての記述がある

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-12	ガイドラインに精度 管理についての記 述がある		○	○	○	○	○	○

B-13 乳がん検診効果を評価する制度の有無

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-13-1	①政府機関	○	○	○	○		○	○
B-13-1	名前	U.S. Preventive Services Task Force (USPSTF)	NHS Cancer Screening Programme	INVS	連邦共同委員会マンモグラフィー協同体		RIVN	National cancer registry
B-13-2	②地方自治体の機関		○		○	○		
B-13-2	名前		Regional Quality Assurance		女性10-11万人単位の検診単位ごとの情報センター	BC Cancer Agency		
B-13-3	③その他の機関							
B-13-3	名前							
B-13-4	④なし							

B-14 乳がん検診の費用

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-14	乳がん検診の費用	回答なし	£40	66ユーロ	67.5-76.65ユーロ	62\$ Canadian dollar	47ユーロ	50ユーロ
	(円換算)		8,361	9,531	9747-11068	6,390	6,787	7,220

B-15 乳がん検診の費用分担

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-15-1	①受診者							
B-15-2	②雇用主							
B-15-3	③医療保険者							
B-15-4	④公費(国負担)		100	100	100	100	100	
B-15-5	⑤公費(自治体負担)							100
B-15-6	⑥その他				50歳未満の女性がマンモグラフィーを希望する場合には、自己負担となる。			50-60歳の女性の検診は無料。60-69歳の女性の検診は現在法律では規定されていない。約半数の地域で60歳以上の女性の検診が無料、半数は有料。